第69号議案

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例設定の専決 処分について

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例設定につき、別紙のとおり専決 処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年6月8日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例設定の専決 処分書

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例設定につき、議会の議決を求むべきところ緊急に改正作業をする必要があった事項について、市議会の了承のもと、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

八王子市長 石 森 孝 志

八王子市都市計画税条例の一部を改正する条例

八王子市都市計画税条例(昭和31年八王子市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改 正 後				改	正	前	
附 り 1・2 (略)	1 .	附	則				
1 • 2 (略)	1 .	<u> </u>	(略)				
(改修実演芸術公演施設に対する都市計画							
税の減額の規定の適用を受けようとする者							
がすべき申告) 3 法附則第15条の11第1項の改修実演							
芸術公演施設について、同項の規定の適用							
を受けようとする者は、同項に規定する利							
便性等向上改修工事が完了した日から3月							
以内に、次に掲げる事項を記載した申告書 に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促							
進に関する法律施行規則(平成18年国土							
交通省令第110号)第10条第2項に規							
定する通知書の写し及び主として劇場、音							
楽堂等の活性化に関する法律(平成24年)							
法律第49号)第2条第2項に規定する実 演芸術の公演の用に供する施設である旨を							
証する書類を添付して市長に提出しなけれ							
<u>ばならない。</u>							
(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び							
<u>個人番号又は法人番号</u> (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及							

び床面積

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円 滑化の促進に関する法律施行令(平成1 8年政令第379号)第5条第3号に規 定する劇場若しくは演芸場又は同条第4 号に規定する集会場若しくは公会堂のい ずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月 日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日か ら3月を経過した後に申告書を提出する 場合には、3月以内に提出することがで きなかつた理由
- 4 前項に規定する申告書の記載事項につい て、市長が記載の必要がないと認めたとき は、当該記載事項のうち、個人番号又は法 人番号の記載を省略することができる。

(宅地等に対して課する<u>平成30年度から</u> 平成32年度までの各年度分の都市計画税 の特例)

- 5 宅地等に係る平成30年度から平成32 3 年度までの各年度分の都市計画税の額は、 当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税 額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画 税に係る前年度分の都市計画税の課税標準 額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市 計画税の課税標準となるべき価格(当該宅 地等が当該年度分の都市計画税について法 第702条の3の規定の適用を受ける宅地 等であるときは、当該価格に同条に定める 率を乗じて得た額。以下同じ。)に100 分の5を乗じて得た額を加算した額(当該 宅地等が当該年度分の固定資産税について 法第349条の3(第19項を除く。)又 は法附則第15条から第15条の3までの 規定の適用を受ける宅地等であるときは、 当該額にこれらの規定に定める率を乗じて 得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の 都市計画税の課税標準となるべき額とした 場合における都市計画税額(以下「宅地等 調整都市計画税額」という。) を超える場 合には、当該宅地等調整都市計画税額とす る。
- 6 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る ででは、10年度から平成32年度までの各 年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該

(宅地等に対して課する<u>平成27年度から</u> 平成29年度までの各年度分の都市計画税 の特例)

- 宅地等に係る**平成27年度から平成29** 年度までの各年度分の都市計画税の額は、 当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税 額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画 税に係る前年度分の都市計画税の課税標準 額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市 計画税の課税標準となるべき価格(当該宅 地等が当該年度分の都市計画税について法 第702条の3の規定の適用を受ける宅地 等であるときは、当該価格に同条に定める 率を乗じて得た額。以下同じ。)に100 分の5を乗じて得た額を加算した額(当該 宅地等が当該年度分の固定資産税について 法第349条の3(第19項を除く。)又 は法附則第15条から第15条の3までの 規定の適用を受ける宅地等であるときは、 当該額にこれらの規定に定める率を乗じて 得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の 都市計画税の課税標準となるべき額とした 場合における都市計画税額(以下「宅地等 調整都市計画税額」という。)を超える場 合には、当該宅地等調整都市計画税額とす る。
- 4 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る 平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該

宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税得をとなるでき価格に10分の6を乗じて資質を額(当該商業地等が当該年度分の第19項を額について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から商業地にで決める事がであるときはでの規定の適用を受けるの規定によりの都市計画税の課税であるである。ときなりの都市計画税の課税であるである。には、前項の規定にかかわらを超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 7 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等 に係る平成30年度から平成32年度まで の各年度分の宅地等調整都市計画税額は、 当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地 等に係る当該年度分の都市計画税の課税標 準となるべき価格に10分の2を乗じて得 た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産 税について法第349条の3(第19項を 除く。) 又は法附則第15条から第15条 の3までの規定の適用を受ける宅地等であ るときは、当該額にこれらの規定の定める 率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当 該年度分の都市計画税の課税標準となるべ き額とした場合における都市計画税額に満 たない場合**には、附則第5項**の規定にかか わらず、当該都市計画税額とする。
- 8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のもに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税に係る前年度分のが当時でである。第19項を除く。)又は法附の適定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附の満足を等であるときは、当該年度分の方があるときは、当該の規定に係る当該の規定に係る当該商業地等であるときなる。当該によりの都市計画税の課税標準となるべき額の都市計画税の課税標準となるがき額とた場合における都市計画税額とする。
- 9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が 0.7を超えるものに係る<u>平</u> 成30年度から平成32年度までの各年度

宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得変額(当該商業地等が当該年度分の個を乗びて資源を開発の3(第19項を開発の3は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等にであるときは、当該額にこれらの規定にある率を乗じて得た額)を当該商業地等による当該年度分の都市計画税の課税標準となる場合における都市計画税額とした場合における都市計画税額とする。

- 5 **附則第3項**の規定の適用を受ける宅地等 に係る平成27年度から平成29年度まで の各年度分の宅地等調整都市計画税額は、 当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地 等に係る当該年度分の都市計画税の課税標 準となるべき価格に10分の2を乗じて得 た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産 税について法第349条の3(第19項を 除く。) 又は法附則第15条から第15条 の3までの規定の適用を受ける宅地等であ るときは、当該額にこれらの規定の定める 率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当 該年度分の都市計画税の課税標準となるべ き額とした場合における都市計画税額に満 たない場合**にあつては、附則第3項**の規定 にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第3項の規定にかかわらず、当該商業地等のの規定にかかわらず、当該の職人の調整を開発のの調整を開発のの調整を開発のの調整を開発がある。)又は法別第15条の3(第19項を除く。)又は法別第15条の3(第19項を除く。)又は法別第15条の3に対ける事業地等に係る当該課税標準をあるときは、当該課税標準をあるときがの規定によりの調発を関係を当該の課税標準となるべき額ともの。
- 7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が 0.7を超えるものに係る平 成 27年度から平成 29年度までの各年度

分の都市計画税の額は、附則第5項の規定 にかかわらず、当該商業地等に係る当該年 度分の都市計画税の課税標準となるべき価 格に10分の7を乗じて得た額(当該商業 地等が当該年度分の固定資産税について法 第349条の3(第19項を除く。)又は 法附則第15条から第15条の3までの規 定の適用を受ける商業地等であるときは、 当該額にこれらの規定に定める率を乗じて 得た額)を当該商業地等に係る当該年度分 の都市計画税の課税標準となるべき額とし た場合における都市計画税額とする。

10 地方税法等の一部を改正する法律(**平 8** 地方税法等の一部を改正する法律(**平成** 成30年法律第3号)附則第22条第1項 の規定に基づき、平成30年度から平成3 2年度までの各年度分の都市計画税につい ては、法附則第25条の3の規定は、適用 しない。

(農地に対して課する**平成30年度から平** 成32年度までの各年度分の都市計画税の 特例)

11 農地に係る**平成30年度から平成32** 9 年度までの各年度分の都市計画税の額は、 当該農地に係る当該年度分の都市計画税額 が、当該農地に係る当該年度分の都市計画 税に係る前年度分の都市計画税の課税標準 額(当該農地が当該年度分の固定資産税に ついて法第349条の3(第19項を除 く。)又は法附則第15条から第15条の 3までの規定の適用を受ける農地であると きは、当該課税標準額にこれらの規定に定 める率を乗じて得た額)に、当該農地の当 該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の 区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整 率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年 度分の都市計画税の課税標準となるべき額 とした場合における都市計画税額(以下 「農地調整都市計画税額」という。)を超 える場合には、当該農地調整都市計画税額 とする。

負担水準の区分	負担調整率
(略)	(略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年 度以降の各年度分の都市計画税の特例)

(略) 1 2

(市街化区域農地に対して課する都市計画 |

分の都市計画税の額は、附則第3項の規定 にかかわらず、当該商業地等に係る当該年 度分の都市計画税の課税標準となるべき価 格に10分の7を乗じて得た額(当該商業 地等が当該年度分の固定資産税について法 第349条の3(第19項を除く。)又は 法附則第15条から第15条の3までの規 定の適用を受ける商業地等であるときは、 当該額にこれらの規定に定める率を乗じて 得た額)を当該商業地等に係る当該年度分 の都市計画税の課税標準となるべき額とし た場合における都市計画税額とする。

27年法律第2号)附則第18条第1項の 規定に基づき、平成27年度から平成29 年度までの各年度分の都市計画税について は、法附則第25条の3の規定は、適用し ない。

(農地に対して課する**平成27年度から平** 成29年度までの各年度分の都市計画税の 特例)

農地に係る**平成27年度から平成29年** 度までの各年度分の都市計画税の額は、当 該農地に係る当該年度分の都市計画税額 が、当該農地に係る当該年度分の都市計画 税に係る前年度分の都市計画税の課税標準 額(当該農地が当該年度分の固定資産税に ついて法第349条の3(第19項を除 く。)又は法附則第15条から第15条の 3までの規定の適用を受ける農地であると きは、当該課税標準額にこれらの規定に定 める率を乗じて得た額)に、当該農地の当 該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の 区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整 率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年 度分の都市計画税の課税標準となるべき額 とした場合における都市計画税額(以下 「農地調整都市計画税額」という。)を超 える場合には、当該農地調整都市計画税額 とする。

負担水準の区分	負担調整率		
(略)	(略)		

(市街化区域農地に対して課する平成6年 度以降の各年度分の都市計画税の特例)

10 (略)

(市街化区域農地に対して課する都市計画

税の特例)

- 13 市街化区域農地に係る平成30年度か ら平成32年度までの各年度分の都市計画 税の額は、前項の規定により市税賦課徴収 条例附則第14条の規定の例により算定し た当該市街化区域農地に係る当該年度分の 都市計画税額が、当該市街化区域農地の当 該年度分の都市計画税に係る前年度分の都 市計画税の課税標準額に、当該市街化区域 農地に係る当該年度分の都市計画税の課税 標準となるべき価格の3分の2の額に10 0分の5を乗じて得た額を加算した額(当 該市街化区域農地が当該年度分の固定資産 税について法第349条の3(第19項を 除く。) 又は法附則第15条から第15条 の3までの規定の適用を受ける市街化区域 農地であるときは、当該額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額) を当該市街化 区域農地に係る当該年度分の都市計画税の 課税標準となるべき額とした場合における 都市計画税額(以下「市街化区域農地調整 都市計画税額」という。)を超える場合に は、当該市街化区域農地調整都市計画税額 とする。
- 14 前項の規定の適用を受ける市街化区域 農地に係る平成30年度から平成32年度 までの各年度分の市街化区域農地調整都市 計画税額は、当該市街化区域農地調整都市 計画税額が、当該市街化区域農地に係る当 該年度分の都市計画税の課税標準となるべ き価格の3分の2の額に10分の2を乗じ て得た額(当該市街化区域農地が当該年度 分の固定資産税について法第349条の3 (第19項を除く。) 又は法附則第15条 から第15条の3までの規定の適用を受け る市街化区域農地であるときは、当該額に これらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該市街化区域農地に係る当該年度分の 都市計画税の課税標準となるべき額とした 場合における都市計画税額に満たない場合 には、前項の規定にかかわらず、当該都市 計画税額とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の 納税義務の免除等)

1 5 (略)

<u>16</u> <mark>附則第5項及び第7項</mark>の「宅地等」と <mark>14</mark> **附則第3項及び第5項**の「宅地等」と

税の特例)

- 11 市街化区域農地に係る平成27年度か ら平成29年度までの各年度分の都市計画 税の額は、前項の規定により市税賦課徴収 条例附則第14条の規定の例により算定し た当該市街化区域農地に係る当該年度分の 都市計画税額が、当該市街化区域農地の当 該年度分の都市計画税に係る前年度分の都 市計画税の課税標準額に、当該市街化区域 農地に係る当該年度分の都市計画税の課税 標準となるべき価格の3分の2の額に10 0分の5を乗じて得た額を加算した額(当 該市街化区域農地が当該年度分の固定資産 税について法第349条の3(第19項を 除く。) 又は法附則第15条から第15条 の3までの規定の適用を受ける市街化区域 農地であるときは、当該額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額)を当該市街化 区域農地に係る当該年度分の都市計画税の 課税標準となるべき額とした場合における 都市計画税額(以下「市街化区域農地調整 都市計画税額」という。)を超える場合に は、当該市街化区域農地調整都市計画税額 とする。
- 12 前項の規定の適用を受ける市街化区域 農地に係る平成27年度から平成29年度 までの各年度分の市街化区域農地調整都市 計画税額は、当該市街化区域農地調整都市 計画税額が、当該市街化区域農地に係る当 該年度分の都市計画税の課税標準となるべ き価格の3分の2の額に10分の2を乗じ て得た額(当該市街化区域農地が当該年度 分の固定資産税について法第349条の3 (第19項を除く。) 又は法附則第15条 から第15条の3までの規定の適用を受け る市街化区域農地であるときは、当該額に これらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該市街化区域農地に係る当該年度分の 都市計画税の課税標準となるべき額とした 場合における都市計画税額に満たない場合 にあつては、前項の規定にかかわらず、当 該都市計画税額とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の 納税義務の免除等)

1 3 (略)

は法附則第17条第2号に、附則第5項及 | は法附則第17条第2号に、附則第3項及

び第8項の「前年度分の都市計画税の課税 標準額」とは法附則第25条第6項におい て読み替えて準用される法附則第18条第 6項に、附則第6項、第8項及び第9項の 「商業地等」とは法附則第17条第4号 に、附則第8項、第9項及び第11項の 「負担水準」とは法附則第17条第8号ロ に、附則第11項の「農地」とは法附則第 17条第1号に、附則第11項の「前年度 分の都市計画税の課税標準額」とは法附則 第26条第2項において読み替えて準用さ れる法附則第18条第6項に、附則第12 項から第14項までの「市街化区域農地」 とは法附則第19条の2第1項に、附則第 13項の「前年度分の都市計画税の課税標 準額」とは法附則第27条の2第3項にお いて読み替えて準用される法附則第18条 第6項に規定するところによる。

17 (略)

(税率の特例)

18 (略)

び第6項の「前年度分の都市計画税の課税 標準額」とは法附則第25条第6項におい て読み替えて準用される法附則第18条第 6項に、**附則第4項、第6項及び第7項**の 「商業地等」とは法附則第17条第4号 に、附則第6項、第7項及び第9項の「負 担水準」とは法附則第17条第8号ロに、 **附則第9項**の「農地」とは法附則第17条 第1号に、附則第9項の「前年度分の都市 計画税の課税標準額」とは法附則第26条 第2項において読み替えて準用される法附 則第18条第6項に、附則第10項から第 12項までの「市街化区域農地」とは法附 則第19条の2第1項に、附則第11項の 「前年度分の都市計画税の課税標準額」と は法附則第27条の2第3項において読み 替えて準用される法附則第18条第6項に 規定するところによる。

15 (略)

(税率の特例)

16 (略)

附則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の八王子市都市計画税条例の規定は、平成30年度以 後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税に ついては、なお従前の例による。